

【監理団体に対する許可取消しの内容】

1 許可取消しを行った監理団体

- (1) 監理団体名：協同組合 S E I S A N
- (2) 代表者職氏名：代表理事 神谷 喜久雄
- (3) 所在地：愛知県安城市福釜町笠松 51 番地 1

2 処分内容

技能実習法第 37 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、令和 5 年 1 月 20 日をもって監理団体の許可を取り消すこと。

3 処分理由

外国の送出機関である西安栄舟对外経済技術合作有限公司が、団体監理型技能実習生等の本邦への送出に関連して、団体監理型技能実習に係る契約の不履行について違約金を定める契約その他の不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約をしていないかについて、確認をしていなかったことから、監理事業を適正に遂行することができる能力を有するものとは認められず、技能実習法第 37 条第 1 項第 1 号（技能実習法第 25 条第 1 項第 2 号（技能実習法第 39 条第 3 項））に規定する監理団体の許可の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：株式会社アルミネ
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 竹内 猛
- (3) 所在地：大阪府大阪市西区阿波座 2 丁目 3 番 24 号

2 認定の取消しを行った計画の認定番号 (31 件)

令和 2 年 4 月 6 日認定 「認1908048256」 「認1908048257」
同年 4 月 27 日認定 「認1908045042」 「認1908045043」 「認1908045044」
「認1908045045」 「認1908045046」 「認1908045047」
「認1908045048」 「認1908045049」 「認1908045050」
「認1908045051」
同年 7 月 22 日認定 「認2008005525」 「認2008005526」 「認2008005527」
「認2008005528」 「認2008005529」 「認2008005530」
「認2008005531」 「認2008005532」 「認2008005533」
同年 8 月 14 日認定 「認2008012753」 「認2008012754」 「認2008012755」
「認2008012756」 「認2008012757」 「認2008012758」
「認2008012759」 「認2008012760」 「認2008012761」
「認2008012762」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 7 号の規定に基づき、令和 5 年 1 月 20 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）違反により（罰金の刑に処せられ、これが確定）、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 7 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：有限会社タケシマ
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 竹嶋 康男
- (3) 所在地：福井県坂井市春江町中筋北浦 102 番地

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（3件）

- 令和元年 9 月 27 日認定「認1907007896」
令和 2 年 5 月 28 日認定「認2007001243」「認2007001244」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 7 号の規定に基づき、令和 5 年 1 月 20 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働安全衛生法違反により（罰金の刑に処せられ、これが確定）、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 7 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：T P R株式会社
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 岸 雅伸
- (3) 所在地：東京都千代田区丸の内一丁目 6 番 2 号 新丸の内センタービル 10F

2 認定の取消しを行った計画の認定番号 (122 件)

平成30年 4 月 2 日認定 「認1704018360」 「認1704018361」 「認1704018362」
「認1704018363」 「認1704018364」 「認1704018365」
「認1704018366」 「認1704018367」 「認1704018368」
「認1704018369」 「認1704018370」 「認1704018371」
「認1704018372」

同年 4 月 16 日認定 「認1704024491」 「認1704024492」 「認1704024493」
「認1704024494」 「認1704024495」 「認1704024496」
「認1704024497」 「認1704024498」 「認1704024499」
「認1704024500」 「認1704024501」 「認1704024502」

同年 7 月 10 日認定 「認1804005879」 「認1804005880」 「認1804005881」
「認1804005882」 「認1804005883」 「認1804005884」
「認1804005885」 「認1804005886」 「認1804005887」
「認1804005888」 「認1804005889」 「認1804005890」
「認1804005891」 「認1804005892」 「認1804005893」

同年 9 月 18 日認定 「認1804045379」 「認1804045380」 「認1804045381」
「認1804045382」 「認1804045383」 「認1804045384」
「認1804045385」 「認1804045386」 「認1804045387」
「認1804045388」 「認1804045389」 「認1804045390」
「認1804045391」 「認1804045392」 「認1804045393」
「認1804045394」 「認1804045395」 「認1804045396」

令和元年 5 月 7 日認定 「認1904004607」 「認1904004608」 「認1904004609」
「認1904004610」 「認1904004611」 「認1904004612」
「認1904004613」 「認1904004614」 「認1904004615」
「認1904004616」 「認1904004617」 「認1904004618」

同年 8 月 23 日認定 「認1904037278」 「認1904037279」 「認1904037280」
「認1904037281」 「認1904037282」 「認1904037283」
「認1904037284」 「認1904037285」 「認1904037286」
「認1904037287」 「認1904037288」 「認1904037289」
「認1904037290」 「認1904037291」 「認1904037292」
「認1904037293」 「認1904037294」 「認1904037295」
「認1904037296」

同年 11 月 5 日認定 「認1904042659」 「認1904042660」 「認1904042661」
「認1904042662」 「認1904042663」 「認1904042664」
「認1904042665」 「認1904042666」 「認1904042667」
「認1904042668」 「認1904042669」 「認1904042670」
「認1904042671」 「認1904042672」 「認1904042673」

「認1904042674」 「認1904042675」
令和2年9月9日認定 「認2004020752」 「認2004020753」 「認2004020754」
「認2004020755」 「認2004020756」 「認2004020757」
「認2004020758」 「認2004020759」 「認2004020760」
「認2004020761」 「認2004020762」 「認2004020764」
「認2004020765」 「認2004020766」 「認2004020767」
「認2004020768」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第3号及び第7号の規定に基づき、令和5年1月20日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働安全衛生法違反により(罰金の刑に処せられ、これが確定)、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第16条第1項第3号(技能実習法第10条第9号)及び第7号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：トピー工業株式会社
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 高松 信彦
- (3) 所在地：東京都品川区大崎1丁目2番2号
アートヴィレッジ大崎セントラルタワー

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（32件）

平成30年11月13日認定 「認1804048601」「認1804048602」「認1804048603」
「認1804048604」「認1804048605」「認1804048606」
「認1804048607」「認1804048608」「認1804048609」
「認1804048610」「認1804048611」「認1804048612」
「認1804048613」「認1804048614」
令和元年6月19日認定 「認1904010182」「認1904010183」「認1904010184」
「認1904010185」「認1904010186」「認1904010187」
「認1904010188」「認1904010189」「認1904010190」
「認1904010191」「認1904010192」「認1904010193」
「認1904010194」「認1904010195」「認1904010196」
「認1904010197」「認1904010198」「認1904010199」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第7号の規定に基づき、令和5年1月20日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働安全衛生法違反により（罰金の刑に処せられ、これが確定）、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第16条第1項第7号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：南海亜鉛鍍金株式会社
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 牧野 信夫
- (3) 所在地：大阪府堺市堺区鉄砲町 42 番地の 1

2 認定の取消しを行った計画の認定番号 (20 件)

- 令和元年 7 月 22 日認定 「認1908009227」 「認1908009228」 「認1908009229」
「認1908009230」 「認1908009231」 「認1908009232」
令和 2 年 5 月 19 日認定 「認2008002260」 「認2008002261」 「認2008002262」
「認2008002263」
同年 8 月 11 日認定 「認2008007866」 「認2008007867」 「認2008007868」
「認2008007869」
令和 3 年 4 月 19 日認定 「認2108000719」 「認2108000720」 「認2108000721」
「認2108000722」 「認2108000723」 「認2108000724」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号及び第 7 号の規定に基づき、令和 5 年 1 月 20 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働安全衛生法違反により(罰金の刑に処せられ、これが確定)、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号(技能実習法第 10 条第 9 号)及び第 7 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名：有限会社野呂電設
 - (2) 代表者職氏名：代表取締役 野呂 茂
 - (3) 所在地：福岡県福岡市早良区大字西 1033 番地の 6

- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（4 件）
 - 令和 2 年 11 月 13 日 認定 「認2012011565」「認2012011566」
 - 令和 3 年 3 月 12 日 認定 「認2012015462」
 - 同年 5 月 28 日 認定 「認2112000956」

- 3 処分等内容
技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号及び第 7 号の規定に基づき、令和 5 年 1 月 20 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

- 4 処分等理由
労働安全衛生法違反により（罰金の刑に処せられ、これが確定）、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号（技能実習法第 10 条第 9 号）及び第 7 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：有限会社ユール・ニッセ牧場
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 清水 元
- (3) 所在地：島根県飯石郡飯南町下赤名 3393 番地

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（4件）

令和元年10月2日認定「認1909010481」

令和2年8月7日認定「認2009005483」

同年8月21日認定「認2009001357」

令和3年11月17日認定「認2109007129」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第3号及び第7号の規定に基づき、令和5年1月20日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働安全衛生法違反により（罰金の刑に処せられ、これが確定）、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第16条第1項第3号（技能実習法第10条第9号）及び第7号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名：有限会社ワールドオーキッド
 - (2) 代表者職氏名：取締役 上野 優子
 - (3) 所在地：徳島県徳島市入田町月ノ宮 527 番地 61

- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（1件）
令和3年9月30日認定「認2110001432」

- 3 処分等内容
技能実習法第16条第1項第2号の規定に基づき、令和5年1月20日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

- 4 処分等理由
技能実習生の人権を著しく侵害する行為を行ったことから、技能実習法第16条第1項第2号（技能実習法第9条第6号）に規定する認定の取消事由に該当するため。

<参照条文>

- 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年十一月二十八日法律第八十九号）（抄）

（認定の基準）

第九条 出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣は、前条第一項の認定の申請があった場合において、その技能実習計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一～五 （略）

六 技能実習を行わせる体制及び事業所の設備が主務省令で定める基準に適合していること。

七～十一 （略）

（認定の欠格事由）

第十条 次の各号のいずれかに該当する者は、第八条第一項の認定を受けることができない。

一～八 （略）

九 第八条第一項の認定の申請の日前五年以内に出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者

十～十三 （略）

（認定の取消し等）

第十六条 出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、実習認定を取り消すことができる。

一 （略）

二 認定計画が第九条各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるとき。

三 実習実施者が第十条各号のいずれかに該当することとなつたとき。

四～六 （略）

七 出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

2 出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣は、前項の規定による実習認定の取消しをした場合には、その旨を公示しなければならない。

（許可の基準等）

第二十五条 主務大臣は、第二十三条第一項の許可の申請があった場合において、その申請者が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときでなければ、その許可をしてはならない。

一 （略）

二 監理事業を第三十九条第三項の主務省令で定める基準に従つて適正に行うに足りる能力を有するものであること。

三～八 （略）

2・3 （略）

(許可の取消し等)

第三十七条 主務大臣は、監理団体が次の各号のいずれかに該当するときは、監理許可を取り消すことができる。

一 第二十五条第一項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるとき。

二～五 (略)

2・3 (略)

4 主務大臣は、第一項の規定による監理許可の取消し、第二項の規定による監理許可の変更又は前項の規定による命令をした場合には、その旨を公示しなければならない。

(認定計画に従った実習監理等)

第三十九条 監理団体は、認定計画に従い、団体監理型技能実習生が団体監理型技能実習を行うために必要な知識の修得をさせるよう努めるとともに、団体監理型技能実習を実習監理しなければならない。

2 (略)

3 前二項に規定するもののほか、監理団体は、団体監理型技能実習の実施状況の監査その他の業務の実施に関し主務省令で定める基準に従い、その業務を実施しなければならない。